

平成13年度社会教育委員の会議（第4回）会議録

- 1 開催日時 平成14年3月18日（月）午後2時～
- 2 開催場所 宇都宮市役所14階14C会議室
- 3 出席委員（18人）
藤井委員長，齋藤副委員長，吉岡委員，須藤委員，堀田委員，桜井委員
廣田委員，大房委員，橋本委員，坂井委員，三村委員，鶴見委員，
廣瀬委員，梅園委員，柳田委員，浅川委員，小林委員，篠崎委員
- 4 会議の公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴者の数
なし
- 6 議事
 - (1) 報告事項
第2次生涯学習推進計画事業計画について
第2次生涯学習推進計画事業計画についての報告
平成14年度社会教育の方針及び重点目標について
社会教育の方針及び重点目標についての報告

平成14年度図書館の運営目標及び事業計画について
平成14年度図書館の運営目標及び事業計画についての報告

平成14年度視聴覚ライブラリーの運営目標及び事業計画
平成14年度視聴覚ライブラリーの運営目標及び事業計画についての報告
 - (2) 協議事項と決議事項
（仮称）宮っ子育成の日意見書（案）について
（仮称）宮っ子育成の日意見書（案）については，当該意見書（案）を意見書とする。
委員からの提案事項について
なし
- 7 発言の要旨
 - (1) 「第2次宇都宮市生涯学習推進計画事業計画について」
小林委員： 事業計画の中に成果指標という部分があるが，成果を表す指標を何にするのかは大変難しく，成果を数値化することも難しいと思われるので，数値化が困難であれば，今後事業を進めていく上で何が課題であるのかをより具体的に示すようにすることを今後の課題にしたい。

事務局： 事業については，一年毎に評価し，見直しを行うことにはなりますが，その際には，できる限り具体的な評価を行い，これを数値化していくよう努めていきたいと考えております。

(2) 「(仮称)宮っ子育成の日意見書(案)について」

篠崎委員： 意見書(案)については、前回の会議における各委員の意見をまとめた意見書素案を基に、その後の各委員からの意見を十分に反映したものになっていると思われるので、当該意見書(案)を意見書とすることで良いのではないかと思われる。

(3) 「委員からの提案事項について」

篠崎委員： 文部科学省では、ゆとりある教育の実現という方向で、完全学校週5日制の実施が検討されてきたところであるが、最近になって、学力低下につながらないように補習を実施するという方針が出され、議論があるところだが、保護者、教職員からの質問や県からの情報などを踏まえた上で、教育長の考えを伺いたい。

教育長： 5日制については、教育課程の内容が3割削減されることや授業時間が減少するという点で、東京や私学への進学率が高い地域で学力低下への危惧が話題になっておりますが、栃木県の現状を言えば、私立の学校も5日制を実施するとのことであり、過日の新聞報道による文部科学省の見解は、土曜日の学力補充について認めるとのことです。特に東京・埼玉などの自治体では、大学進学を見据えたときに、土曜日において元教員や一般の人を雇い、学校で学習進度が遅れている子で自主的に参加する子どもについて対応を始めているところもあるとのこと、こうした自治体の対応を踏まえて、文部科学省では、補習を実施するという考えが出てきたものと考えております。

宇都宮市としては、5日制実施の趣旨に沿って実施したいところですが、その結果、学力が落ちてはならないと考えております。

一年目である今年の5日制実施の成果については、学力の実態調査を実施し、把握するとともに、今後とも検討して参りたいと考えております。

篠崎委員： まだまだ、現状は学歴社会であり、教職員や現場は大変であると思うが、宇都宮市独自の取り組みを考える気力と勇気を持って、今後ともがんばっていただきたい。

鶴見委員： 現在、公民館の施設改修工事が行われているようだが、家庭教育講座に従事している者として、階段の手すりを固定する金具が子どもの頭にぶつかるような位置に設置されており、危険であると感じている。

また、トイレについては、子供用のトイレがなく、子どもの躰けの部分で不自由しているので、設備についての配慮をお願いしたい。

事務局： 現在、公民館においてバリアフリーの工事をしているところですが、お話のような事実についてよく調査した上で、今後対応して参りたいと考えております。

また、公民館分館については、地域コミュニティセンターになり、所管が変わりますが、担当課にも連絡し、改善していきたいと考えております。

小林委員： 公民館分館の貸し館業務における変更点について伺いたい。

事務局： ご質問の貸し館業務を含め、4月からの公民館と公民館分館の変更点についてご説明させていただきます。

今まで38館設置されていた公民館や分館の内16の公民館については、生涯学習センターへ、残りの22の分館については、地域コミュニティセンターへ変わります。

生涯学習センターについては、社会教育法上の公民館の位置づけでありますので、これまでも禁止されていた営利行為等の3つの禁止規定が適用されるとともに、使用料の減免については、85パーセントの減免措置を受けていた自主サークル等は、75パーセントの減免になりますが、それ以外の部分の減免は、変更ありません。

また、主な機能や事業については、今までの公民館事業を拡充するとともに、新規事業に取り組むことになっております。

地域コミュニティセンターについては、市民生活課が所管し、4月からは、地域振興の拠点となり、根拠法令は地域コミュニティセンター条例になります。

管理運営については、生涯学習課から14年度は移行措置として、市雇用の嘱託員を配置し管理しますが、15年度からは、地域の組織が管理することになります。

閉館日、開館時間については変更なく、主な業務ということで、地域コミュニティセンター機能として新たに地域振興業務が加わり、地域まちづくり会議の庶務に関するものから各種団体との連絡調整、施設管理、貸し館業務など地域振興と生涯学習が一体的に行われることになります。

また、貸し館業務としては、これまで同様の使用料を地域コミュニティセンター条例に基づき、いただくことになります。

小林委員： 三禁の部分は無くなることになるのか伺いたい。

事務局： コミュニティセンターになりますと社会教育法の適用を受けないことになりますが、市の施設でありますので営利行為は禁止されることになります。政治・宗教の二禁については、コミュニティセンターでは解除されることになります。使用料につきましては、これまでどおり自主サークルグループへの貸し出しの場合には、75パーセントの減免措置ができるように現在検討しているところでございます。

小林委員： 学力の実態調査の際には、学力だけでなく、塾にどれくらいの子どもたちが通っていて何時間くらい塾で勉強しているのかといった現状の調査も併せて実施していただきたい。

教育長： 通塾の実態につきましては、平成10年に調査しましたときには、中学校で約4割、中学3年生になりますと5割という数字がでております。小学校につきましては、習い事等を含めると約7割になるわけですが、学習塾という部分を見ますと小額5・6年生から増えてく

るということをつかんでおります。今後につきましても、土曜、日曜等の通塾について必要があれば調査し、実態把握に努めてまいりたいと思います。

廣瀬委員： 公民館を生涯学習センターあるいはコミュニティセンターに変え、システムを変えることによって、市の財政的負担は、長期的に見て軽減されることから実施されたものなのかどうか伺いたい。また、今後、生涯学習については、総合的な行政に関わることから、一部の自治体では、市長部局に所管を移管しているところが見られますが、将来的に所管を市長部局に移す予定があるのかどうか伺いたい。

事務局： 今回、公民館、分館といった施設が転換されたことにより、公民館長等が廃止されることとなりますので、結果として費用的な負担が軽減されることとなりますが、現在、本市では、市民と行政がそれぞれにできることを役割分担し、協働によるまちづくりということで、各種の事業を進めているところであり、このような取り組みの中から、今回の公民館、分館の施設の転換等が行われたところであります。

また、生涯学習につきましては、市長部局の事務として、教育委員会が補助執行という形でこれまで実施してきたところでありますが、生涯学習全般を教育委員会が所管する体制としますので、市長部局への移管は現在のところ考えておりません。

坂井委員： 完全学校週5日制が実施されると子どもたちを指導する高校生のボランティアの活躍が重要になると考えますが、生涯学習課として、高校生ジュニアリーダーズの育成をどのように考えているか伺いたい。

事務局： 従来から、全生涯学習センター及び全地域コミュニティセンターにおいて、少年ふるさと教室といった青少年を対象とした学級が開催されておりますが、この中で中・高校生の参加が少ないといったことが課題でありました。そこで、完全学校週5日制が実施される平成14年度におきましては、高校生ボランティアなどの当該学級への参加促進や活用を図り、高校生ボランティアの充実強化に務めて参りたいと考えております。

須藤委員： 過日の新聞報道における文部科学省の方針、特に土曜日における取り組みについては、学校教育というよりはむしろ社会教育において取り組むべきものとして捉えることができることから、今後において、社会教育における位置づけや取り組みとして明確にしていくことが必要であると考えている。

事務局： ゆとりの中でたくましい子どもを育てるということを第一にしながら、生きていく中で必要な読み、書き、計算といった基本となることにつきましても、いかなることがあってもしっかり見につけさせることが前提であり、こうした基本の上に個性の伸長や一人一人の良さを伸ばすことが教育であると考えておりますので、その基本となる部分をしっかりさせることを補習でなく、現行の教育課程において実現し

ていくことを宇都宮市として確立することが必要であると考えております。

- 8 その他
事務局から次回開催について、7月頃を予定との連絡